

（令和 6 年分）
収 支 報 告 書

政治団体の区分	
☐ 政 党	政治資金規正法
☒ 政 党 の 支 部	☐ 第 18 条 の 2 第 1 項
☐ 政 治 資 金 団 体	の規定による政治団体
	☐ その他の政治団体
	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐ 2 以上の都道府県の区域等	☒ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無
☐ 有
☒ 無
公職の種類 _____
資金管理団体 の届出をした 者の氏名 _____

国会議員関係政治団体の区分
政治資金規正法第19条の
☐ 7 第 1 項 第 1 号に係る
国会議員関係政治団体
政治資金規正法第19条の
☐ 7 第 1 項 第 2 号に係る
国会議員関係政治団体
公職の候補 者の氏名 _____
公職の種類 _____

資金管理団体の指定の期間	
令和 年 月 日から	
令和 年 月 日まで	

国会議員関係政治団体 に関する特例の適用期間	
令和 年 月 日から	
令和 年 月 日まで	

（ふりがな）

1 政治団体の名称 いづみんしやとうふじしふじいぶ 自由民主党 富士市富士支部

2 主たる事務所の所在地 富士市吉原2丁目1番14号

3 代表者の氏名 石橋 広明

4 会計責任者の氏名 伊藤 幸雄

選挙管委
- 7. 3. 26
第109号

事務担当者の氏名 佐野 久

（電話番号） 0545-51-8411

(6. 12)
入力済

(その 2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	十億	百万	千	円
		17	292	950
(前年からの繰越額)		12	976	640
(本年の収入額)		4	316	310
支 出 総 額		4	036	667
翌 年 へ の 繰 越 額		13	256	283

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

金 額	十億	百万	千	円
			471	000
員 数				人
				437

(2) 寄 附

ア 寄附 (イを除く。) の区分	金 額				備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	十億	百万	千	円	
(うち特定寄附) (内書)					
(イ) 法人その他の団体からの寄附					
(ウ) 政治団体からの寄附					
小 計 (ア)+(イ)+(ウ)= ア					
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの) (内書)					
イ 政党匿名寄附					
合 計 (ア + イ)					

(その 5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入										
交付金を供与した本部又は支部の名称	金 額							年 月 日	主たる事務所の所在地	備 考
	十億	百万	千	円						
自由民主党静岡県第5選挙区支部		1	0	4	8	8	0	0	R6.2.5	三島市南本町1-31
自由民主党静岡県第5選挙区支部			9	2	9	4	0	0	R6.2.5	三島市南本町1-31
自由民主党静岡県支部連合会			7	5	1	0	0	0	R6.3.29	静岡市葵区沼津町9-18
自由民主党静岡県支部連合会			5	5	0	0	0	0	R6.4.26	静岡市葵区沼津町9-18
自由民主党静岡県支部連合会			5	5	0	0	0	0	R6.10.11	静岡市葵区沼津町9-18
この頁の小計										
合 計										

(注) 同一本部・支部からの交付金は「名寄せ」して年月日順に記載し、同一の本部・支部ごとに「計」を入れてください。

(そ の 6)

(6) その他の収入											
摘 要		金 額								備 考	
		十億	百万	千	円						
こ の 頁 の 小 計											
1 件10万円未満のもの						1	6	1	1	0	
合 計						1	6	1	1	0	

(注) 1 件10万円以上の収入は個別に記載し、10万円未満の収入はまとめて「1 件10万円未満のもの」欄に記載してください。

(その 13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表										
項 目	金 額								備 考	
	十億	百万	千	円					本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費										
(1) 人 件 費		1	1	8	0	0	0	0		
(2) 光 熱 水 費			1	2	4	4	7	3		
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費					4	9	6	8		
(4) 事 務 所 費		1	4	3	0	3	4	7		
小 計		2	7	3	9	7	8	8		経常経費の計
2 政 治 活 動 費										
(1) 組 織 活 動 費		1	2	9	6	8	7	9		
(2) 選 挙 関 係 費										
(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費 (小計)										(3) のア～エの計
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費										
イ 宣 伝 事 業 費										
ウ 政 治 資 金 パーティー開催事業費										
エ そ の 他 の 事 業 費										
(4) 調 査 研 究 費										
(5) 寄 附 ・ 交 付 金										
(6) そ の 他 の 経 費										
小 計		1	2	9	6	8	7	9		政治活動費の計
合 計		4	0	3	6	6	6	7		

(その 15)

(3) 政治活動費の内訳						項目別区分 <u>組織活動費</u> (大会 行事費)			
支出の目的	金 額					年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体に あっては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円					
資料印刷代			166	100		R6.3.26	(株) 富士	富士市十兵衛 140-5	
この頁の小計			166	100					
その他の支出				0					
合 計			166	100					

(注1) 5万円以上の支出(国会議員関係政治団体の平成21年以降分については、1万円を超える支出)はすべて個別に掲載し、5万円未満の支出(国会議員関係政治団体の平成21年以降分については、1万円以下の支出)は、「その他の支出」に一括して記載してください。

(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに、最後の頁に記載してください。

(そ の 15)

(3) 政治活動費の内訳							項目別区分 <u>組織活動費</u> ()			
支出の目的	金 額						年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体に あっては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円						
この頁の小計										
その他の支出					1	180	779			
合 計					1	130	779			

(注1) 5万円以上の支出(国会議員関係政治団体の平成21年以降分については、1万円を超える支出)はすべて個別に掲載し、5万円未満の支出(国会議員関係政治団体の平成21年以降分については、1万円以下の支出)は、「その他の支出」に一括して記載してください。

(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに、最後の頁に記載してください。

(その 17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

※有無について☑してください。

宣 誓 書

添付書類 (別添のとおり)

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書 (政党本部及び政治資金団体に限る。)
- 3 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 3 月 25 日

政治団体の名称 : 自由民主党 富士市富士支部

会計責任者の氏名 : 伊藤 幸雄



(解散届と併せて提出する時のみ記入)

(代表者の氏名 :)

※ 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

※ 解散届と併せて提出する収支報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。